

地域ブランドの知的財産による保護

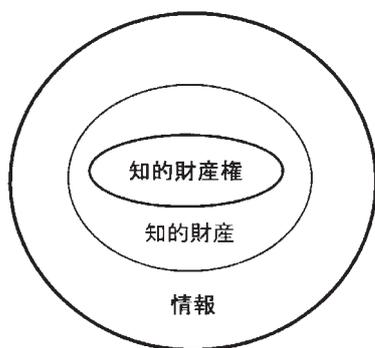
～外国での保護にも触れて～



アルカディア知財事務所 所長
弁理士 垣木 晴彦

1. 知的財産権の位置付けについて

(1) 情報と知的財産権等との関係



上図のように、情報>知的財産>知的財産権の順に範囲が広がります。知的財産権として保護を受けられる範囲は、情報のうちのほんのひと握りのものに限られています。

(2) 「情報」には以下のものが含まれると考えられます。

- 1) 個人情報、2) 企業情報、3) 創作したアイデア (知的財産)、4) 業務上の信用 (知的財産)、5) 製造ノウハウ・営業ノウハウ (知的財産) などです。

(3) 「知的財産」には以下のものが含まれていると考えられます。

- 1) 発明・考案・技術ノウハウ・意匠・種苗など、2) 商標、商号、技術ノウハウを除くその他の営業秘密などです。

(4) 「知的財産権」には以下のものが含まれていると考えられます。

1) 創造物の保護

特許権、意匠権、著作権、育成者権など

2) 標識 (マークなど) の保護

商標権、不正競争行為の規制

この知的財産権の特徴は、これらの権利

に基づいて権利者だけが独占できかつ他人の実施 (使用) を排除することができる点です。逆に言えば、この知的財産権で保護されるもの以外の情報は、たとえ価値がある情報であっても原則として独占できず、かつ他人の実施 (使用) を排除することができないということになります。

2. 商標制度の概要と商標権の取得のポイントについて

(1) 商標について

「商標」とは、簡単に言うと、「自分の商品・サービスと他人の商品・サービスとを識別 (区別) するためのマーク」であると考えられます。

(2) 商品又はサービスの区分について

商品の区分としては第1類から第34類までであり、サービスの区分としては、第35類から第45類まであります。例えば第29類及び第30類などに野菜などの食品関連の商品が分類されています。この区分に基づいて商標権の取得を行うことになります。

(3) 商標権について

1) 「商標権」とは、簡単に言うと、①独占できる権利 (同一範囲) と他人の使用を排除できる権利 (類似範囲) との2つの側面から捉えられる権利を言います。

2) 具体的には、この「商標権」に基づいて、他人の使用の差止を請求し、また一定の場合には前記差止請求と共に又は単独で損害賠償の請求などを行うこともできます。

3) 商標登録出願をした順に特許庁の審査官などに審査されて、登録すべきとの認

定がされると、登録料を納付することにより、商標登録されて商標権が取得できることとなります。

4) 商標権の存続期間は、登録日から10年間です。なお、更新申請を行うことにより原則として10年間さらに存続期間を延長することができます。これを繰り返すことにより半永久的に商標権を保持することも可能です。

(4) 誰が商標登録出願できるかについてですが、通常の商標の場合には、個人又は法人のいずれの名義でも出願することができます。但し、組合などの団体の場合には法人格がないと出願人として認められません。よく任意団体の名義で商標登録出願したいとのご相談を受けますが、この場合には法人格がないため、その任意団体の代表者の個人名義又は法人の集まりであれば代表する法人の名義で出願せざるを得ませんのでご注意ください。

(5) 主な登録要件について（簡単に説明しています。）

1) 自他商品又はサービスの識別機能を有していないこと

(例) 商品「卵」に「たまご」(普通名称)、商品「日本酒」に「正宗」(慣用商標)、商品「みかん」に「和歌山」(産地表示)、サービス「飲食物の提供」に「田中」(ありふれた氏)、サービス「野菜の小売の業務において行われる顧客に対する便益の提供」に「□」(極めて簡単な図形) など

2) 他人が先に商標登録した商標と同一又は類似しておらず、しかも商品・サービスが同一又は類似していないこと

3) 他人が商標権を有していないが、いわゆる周知になっている商標と同一又は類似しておらず、しかも商品・サービスが同一又は類似していないこと

4) 他人の業務に係る商品・サービスと混同を生じるおそれがないこと

5) 日本国内又は外国でよく知られている商標と同一又は類似する商標であって不正の目的をもって使用するものでないこと

*この5)の条項が中国にはないので、いくら日本でよく知られていても中国でよく知られていないと先取的に中国で商標登録されてしまうので注意が必要です。

3. 通常の商標と地域団体商標のどちらを選択すべきかについて

(1) 地域団体商標について

1) 「地域団体商標」とは、通常の商標として商標登録出願すると自他商品又はサービスの識別機能を有していない言葉と判断される可能性が高い商標を言うと考えられます。

2) 登録要件としては、以下のものが要求されることとなります。

<商標の態様>

①地名+商品などの普通名称

(例) 有田みかん

②地名+商品などの慣用商標

(例) 伊万里焼

③前記2つの類型+産地などを表示する際に付される文字として慣用されている文字 (例) 本場大島紬

<出願の主体>

中小企業など協同組合、農業協同組合などの特別の法律に基づいて設立された組合に限定されます。なお、その組合の設立準拠法に組合への加入の自由が規定されている必要があります。

<一定の条件>

①地名と商品又はサービスとの密接な関連性

②少なくとも隣接都道府県(3つの県程度)での周知性

③商標全体として普通名称となっていないこと

(2) 通常の商標のメリット・デメリット

1) メリット

商標登録出願できるものであれば特に制限はないこと、商標の態様は自由に採択できることなど

2) デメリット

地域団体商標での3つの態様では自他商品などの識別機能を有しない言葉として拒

絶される可能性が高いこと、図形と文字との組み合わせで権利化しても文字部分で権利行使ができないおそれがあることなど

(3) 地域団体商標のメリット・デメリット

1) メリット

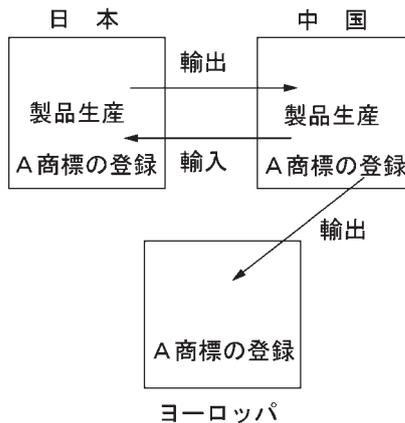
3つの態様でも権利化でき権利行使できること、地域産品ブランドとして有効な活用ができることなど

2) デメリット

商標登録出願の主体が制限されていること、その地域団体商標の使用者が同じ地域で複数ある場合には共同で出願しなければ権利化できないこと、3つの商標の態様に制限されること、及び隣接都道府県での周知性が要求されることなど

4. 外国での商標権取得のポイントについて

(1) 商標権の効力について



日本で取得した商標権は、日本国内でのみ効力が及び、外国にはその効力が及びません。したがって、上図で示されるように、日本で生産された商品を中国に輸出する場合には、日本及び中国のどちらの国でもA商標の商標権を取得しておく必要があります。その逆の中国で生産された商品を日本に輸入する場合にも、日本及び中国のどちらの国でもA商標の商標権を取得しておく必要があります。また、中国で生産した商品をヨーロッパの各国に輸出する場合には、ヨーロッパの各国でもA商標の商標権を取得しておく必要がありますのでご注意ください。

(2) 外国での商標権取得のポイントについて

1) 日本の商標登録出願日から6ヶ月以内にパリ条約の優先権主張をして中国などの外国に商標登録出願すれば、日本での出願日を基準としてその外国で登録要件を審査してもらえます。

2) 商標に関連するその他の条約としては、マドリッドプロトコル（国際商標登録）がありますが、この条約を利用するためには日本での商標登録出願又は商標登録が必要となります。また、ヨーロッパではEU加盟国で商標権を取得できるCTM（Community Trademark）という制度があります。

5. 日本の特許制度のポイントについて

(1) 新規性：簡単に言うと、従来技術と同一でないものであること

進歩性：簡単に言うと、当該技術分野の者が従来技術から容易に思いつかないものであること

*経験的には特に進歩性のハードルを越えることが難しいことが多いと思います。

(2) 新規性及び進歩性が要求されることから発明が秘密状態で特許出願されること

但し、自分が販売した場合などの自己が主体的にその発明の内容を開示した場合には例外が認められ、その内容を開示した日から6ヶ月以内に特許出願すると共に所定の公開証明書を提出するなどの所定の手続を行えば適法に特許権を取得することができます。

(3) 最先に出願した者にのみ特許権が付与されること

(4) 特許権の取得か又はノウハウとしての秘匿かについて

1) 特許出願を行うと権利化できるか否かを問わずに原則として出願日から1年6ヶ月経過後にその出願内容がすべて公開されて誰でも見られる状態となることに十分に注意すべきです。特許権を取得できたとしても製造技術に関するノウハウ

ウなどは競業他社がそれを見て実施している事実を証明することが困難な場合も多く、また特許権を取得できない場合には競業他社に自社技術を開示しただけとなってしまうおそれがあることにも十分に注意が必要です。

2) 特許出願を行わずにノウハウとして秘密管理する場合には、他人に特許権を取得されてしまった際に先使用権を主張できるようにしておくことが重要です。

6. 外国での特許権取得のポイントについて

- (1) 日本の特許出願日から1年以内にパリ条約の優先権主張をして中国などの外国に特許出願すれば、日本での出願日を基準としてその外国で特許要件を審査してもらえます。
- (2) 特許に関連するその他の条約としては、PCT条約（特許協力条約）があります。この条約を利用する最大のメリットは、中国などの条約加盟国への移行手続が日本出願日から30ヶ月までに延長できるということです。この期間内で外国出願を行うかどうかを検討できることとなります。また、ドイツ、フランス及びイギリスなどのヨーロッパで特許権を取得するための条約としてEPC（European Patent Convention）があります。

7. 日本の意匠制度のポイントについて

- (1) 新規性：簡単に言うと、従来デザインと同一又は類似でないこと
 創作性：簡単に言うと、当該物品分野の者が従来デザインから容易に思いつかないものであること
- (2) 新規性及び創作性が要求されることから発明が秘密状態で意匠登録出願されること
 但し、自分が販売した場合などの自己が主体的にその意匠の内容を開示した場合には例外が認められ、その内容を開示した日から6ヶ月以内に意匠登録出願すると共に所定の公開証明書を提出するなどの所定の

手続を行えば適法に意匠権を取得することができます。

- (3) 最先に出願した者にのみ意匠権が付与されること
- (4) 登録できる意匠には、全体意匠、部分意匠、関連意匠などのような種類がありますので、これらの意匠の特徴を踏まえて意匠権の取得を検討すべきです。
- (5) 日本では機能美的なデザインについても意匠登録できる可能性がありますので、是非ともチャレンジして頂きたいと思います。

8. 外国での意匠権取得のポイントについて

- (1) 日本の意匠登録出願日から6ヶ月以内にパリ条約の優先権主張をして中国などの外国に意匠登録出願すれば、日本での出願日を基準としてその外国で登録要件を審査してもらえます。
- (2) 意匠に関連するその他の条約としては、まだ日本が未加入のヘーグ条約があります。現在、この条約には日本、中国、米国などが加入を検討していると言われております。また、ヨーロッパでは、EU加盟国において意匠権が取得できるCD（Community Design）という制度があります。

著者略歴

垣木 晴彦（かきぎ・はるひこ）

立命館大学法学部卒業。大阪府立大学工学部科目履修。1987年4月朝日奈特許事務所入所。1991年8月三協国際特許事務所入所。2006年1月アルカディア知財事務所開設。事業と知財のことであれば何でも親しみやすく相談できる「知財の町医者」としての活動を行っており、中堅企業や中小企業がいかに知的財産権に関する権利を取得し又は活用するかについてのコンサルティングなども行っている。

日本弁理士会、日本弁理士会近畿支部知財支援対応委員会（2011年度及び2012年度副委員長）、日本弁理士会意匠委員会（2010年度及び2011年度）、京都大学非常勤講師（2009年度）、日本商標協会会員、食と農林水産業の地域ブランド協議会地域ブランドアドバイザー、大阪商工会議所エキスパート、大阪産業創造館登録知財専門委員などに所属。